

大保第728号  
令和7年7月18日

保 護 者 各位

大田原市保健福祉部保育課

### 気象警報発令時における保育所等の対応について

日頃より、本市保育行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、近年の異常気象に伴い毎年のように災害が発生する状況となっていますが、本市におきましても令和6年4月26日栃木県公示により、浸水想定区域が新たに指定され、その範囲が拡大されました。

これにより、本市地域防災計画が令和7年1月に改訂され、浸水想定区域内の保育所等が「要配慮者利用施設」として計画に記載されましたので、該当する施設においては「避難確保計画」の作成を進めています。

つきましては、気象警報発令時における市内保育所等の臨時休所措置について、別紙のとおりの対応としましたので通知いたします。

また、保護者の皆様におかれましては、防災情報などの緊急情報が随時受信できるよう、大田原市メール配信サービス「よいちメール」または「大田原市LINEアカウント」へのご登録をお願いいたします。

#### 「よいちメール」登録方法

- ①右の二次元コードを読み取るか、「login@ohtawara.mailio.jp」へ空メールを送信。
- ②よいちメールから折り返し登録案内のメールが届きますので、本文を確認のうえ登録を行ってください。



#### 「大田原市LINEアカウント」登録方法

右の二次元コードを読み取るか、ID検索で「ohtawara\_city」を検索して、「友だちに追加」ボタンを押してください。



大田原市保健福祉部保育課  
保育係  
電話：0287-23-8769

## 気象警報発令時における保育所等の対応について

台風や集中豪雨等による災害発生の危険性が高いと判断した場合は、以下の判断基準に基づき、臨時休所や登所自粛要請の対応を行います。

※施設の個別の事情を考慮して独自の対応が必要と考えられる場合には、施設等と対応を協議して決定を行う場合があります。

### 1. 判断基準

市内で災害が発生又は災害が発生する可能性が極めて高いと判断した場合（警戒レベル4以上）は臨時休所とし、災害発生の可能性が比較的高いと判断した場合（警戒レベル3）は、保護者に登所自粛要請を行います。（下表参照）

警戒レベル	発 表	保育所等の対応	
		下記の施設※	下記以外の施設
1（早期注意情報）	気象庁	情報収集と災害発生への備え	
2（大雨・洪水注意情報）		登所自粛要請	情報収集と災害発生への備え
3（大雨・洪水警報、高齢者等避難）	大田原市	臨時休所	登所自粛要請
4（避難指示）		臨時休所	
5（緊急安全確保）		（警報等解除後の保育所等再開はいたしません）	

※浸水想定または土砂災害警戒区域内に所在する下記の施設は、警戒レベル3で臨時休所とする。

【保育所・認定こども園・小規模保育園・事業所内保育施設】※下線が追加施設

聖家幼稚園認定こども園・認定こども園なでしこ幼稚園・認定こども園ふたば幼稚園・みはら保育園・あさか保育園

保育園ベビーエンゼル・おおたわら保育園・しんとみ保育園・ひかり保育園・すさぎ保育園・大田原ベリーズ保育園

ポッポどおり保育園・保育所みらい・にじいろ保育園・宇都宮ヤクルト販売株式会社大田原保育所・室井病院どれみ託児所

【放課後児童クラブ】※下線が追加施設

大田原学童保育館・美原学童保育館・わくわく学童保育館・紫塚学童保育館・奥沢学童保育館・湯津上学童保育館

レオ子どもクラブ大田原・レオ子どもクラブ・みつばちクラブ・放課後児童クラブ Valo・学童保育スマイリア大田原教室

宇田川学童保育館・第5せいわクラブ・えんがお児童クラブ・ミープル学童クラブ

### 2. 保護者への対応

臨時休所もしくは登所自粛要請の対応が決定した際は、各施設から保護者に対し速やかに以下の連絡を行います。

対 応	開 所 前	開 所 中
臨時休所	登所せず自宅等での保育を依頼する。	至急のお迎えを依頼する。※
登所自粛要請	出来る限り登所を自粛するよう促す。	出来る限り速やかなお迎えを促す。

※浸水想定区域内に所在する施設で、社会福祉施設避難確保計画に基づき避難所に避難する場合は、避難先も保護者に連絡すること。

### 3. 適用日 令和7年4月1日